

里親や児童養護施設等で生活する児童の医療費（児童福祉法による医療の給付）について

様々な事情で里親や児童養護施設等で生活する児童が医療機関を受診する際は、**原則、「受診券（公費負担者番号53）」**を使用します。

これらの児童の医療費[※]は、健康保険適用分以外を公費で負担します。

よって、**窓口での自己負担はありません。**^{※ 診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じた額}

【受診券の見本】

- 里親で生活する児童は、通称名として「氏名」欄に里親の姓が記載されている場合があります。
- 「保険証の有無」欄が有の場合は、窓口で健康保険証を確認してください（無の場合は公費10割負担）。
- 「施設名」欄に〇〇こども家庭センターと記載されている場合は、一時的に里親や児童養護施設等で生活している（一時保護委託）児童です。
- ご不明な点がありましたら、「交付番号」欄を確認の上、以下のこども家庭センターへお問い合わせください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 児 受診券 (施設入所者等用) </div>	
公費負担者 (支弁義務者)	番号 5 3 2 8 6 0 1 9
施設番号	児童(者)番号
受給者(児童(者))番号	
受診児童(者)	施設名
	氏名 男・女
	生年月日 年 月 日(歳)
	保険証の有無 有(政・組・日・船・共・国)・無
	保険者名
保険証の 記号番号	
発行機関名 及び印	兵庫県 見本
交付年月日	年 月 日
交付番号	第 号

注意事項

1. この券は、療養取扱機関において療養の給付を受けることのできる券ですから大切に保存して下さい。
2. 療養取扱機関において療養の給付を受けようとするときは、必ず保険証とともに、この券を窓口へ渡して下さい。
3. 施設を退所もしくは措置変更したときには直ちにこの券を発行機関へ返して下さい。
4. 保険の資格喪失、保険種類の変更など記載内容に変更を生じたときには、すみやかにこの券を発行機関へ届出で再発行を受けて下さい。
5. この券が破れたり、よごれたり、または紛失したりしたときには再発行を受けて下さい。
6. 不正にこの券を使用したときは、医療費の支弁を停止します。

交付番号	こども家庭センター	電話番号
中央第〇〇〇〇〇号	中央こども家庭センター	078-923-9966
尼崎第〇〇〇〇〇号	尼崎こども家庭センター	06-4950-5001
西宮第〇〇〇〇〇号	西宮こども家庭センター	0798-71-4670
川西第〇〇〇〇〇号	川西こども家庭センター	072-756-6633
加東第〇〇〇〇〇号	加東こども家庭センター	0795-27-8250
姫路第〇〇〇〇〇号	姫路こども家庭センター	079-297-1261
豊岡第〇〇〇〇〇号	豊岡こども家庭センター	0796-22-4314

※ 兵庫県内には、神戸市所管の神戸市こども家庭センター、明石市所管の明石こどもセンターもあります。交付番号が上記以外の場合は、各センターへお問い合わせください。

【医療費の請求先】

受診券に記載されている「保険証の有無」欄によって異なります。

保険証の有無	請求先（審査機関）
有（国民健康保険）	国民健康保険団体連合会
有（〇〇保険者名）	社会保険診療報酬支払基金
無	社会保険診療報酬支払基金

【整骨院を受診した場合】

柔道整復師の施術に関する費用には、受診券が使用できません。

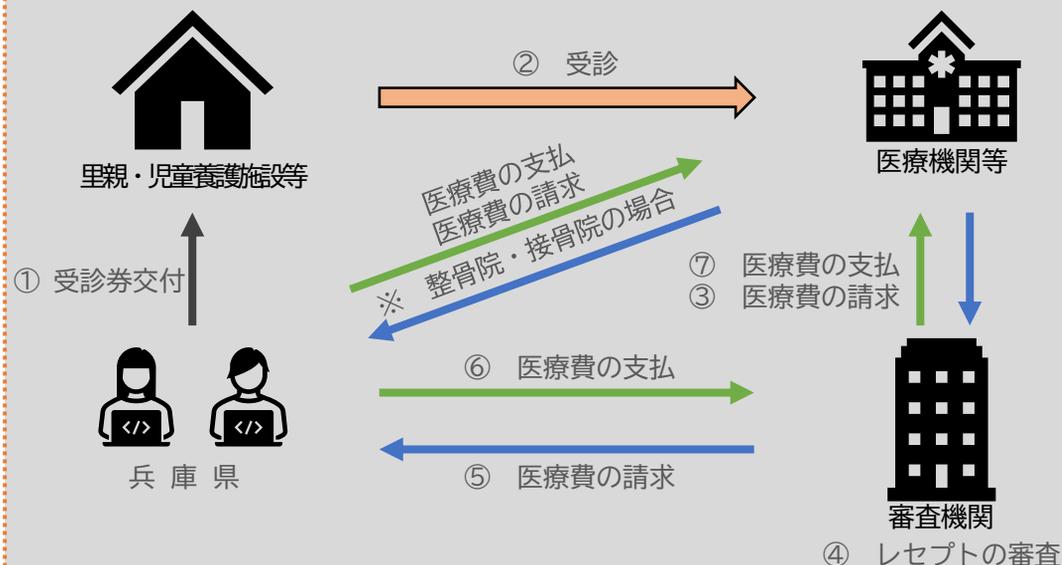
上記の請求先（審査機関）ではなく、**医療機関等から兵庫県福祉部児童家庭課（078-362-3198）へお問い合わせ**ください。

※ 施設名が里親の場合は、受診券を交付したことも家庭センターへ

請求の主な流れ

- 医療機関等から兵庫県児童家庭課またはこども家庭センターへ、施術に関する資料・請求書を提出
併せて、医療機関等は債権者登録を行う（電子または紙申請）
※ 債権者登録は兵庫県ホームページを参照
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/saikensya.html>
- 兵庫県児童家庭課等は、提出のあった資料を審査し、医療機関等へ支弁

【医療費事務の流れ】



< 制度全般のお問い合わせ >

兵庫県 福祉部 児童家庭課 児童福祉班
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

☎ : 078-362-3198

✉ : jidokatei@pref.hyogo.lg.jp